

ヒアリングの実施について

- セクシュアルハラスメントの実態を把握するため、支援団体、相談機関等において、セクシュアルハラスメントを原因とする精神障害を発病した事案に多数接している方から、ヒアリングを実施することとしてはどうか。

 - ヒアリングの対象候補者
 - ・ 被災労働者の支援組織において多数の事案の支援活動を行っている方
 - ・ カウンセラーとして被災労働者のカウンセリングを行っている方
 - ・ 男女共同参画支援施設等で、女性労働者等からの相談対応を行っている方
 - ・ セクシュアルハラスメントによる精神障害を発病したとする事案を取り扱った経験のある弁護士等法曹関係者
- 等